

「産廃処理業者情報公表制度」の実施状況

1 制度概要（イメージ図参照）

市内の中間処理業者から、事業内容に加え、適正処理の確保、環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況などを記載した報告書の提出を受け、市がこれを市ホームページに掲載し、公表する制度（平成 24 年度～）

2 実施状況

(1) 報告書提出事業者数（平成 25 年 10 月末現在）

【平成 24 年度】 6 社（市内中間処理業者数 51 社）

【平成 25 年度】 7 社（ " 52 社）

（参考）法による優良認定を受けた中間処理業者数
 ㊸ 2 社 ㊹ 2 社 ㊺ 6 社

(2) HP のリニューアル（平成 25 年 5 月実施）

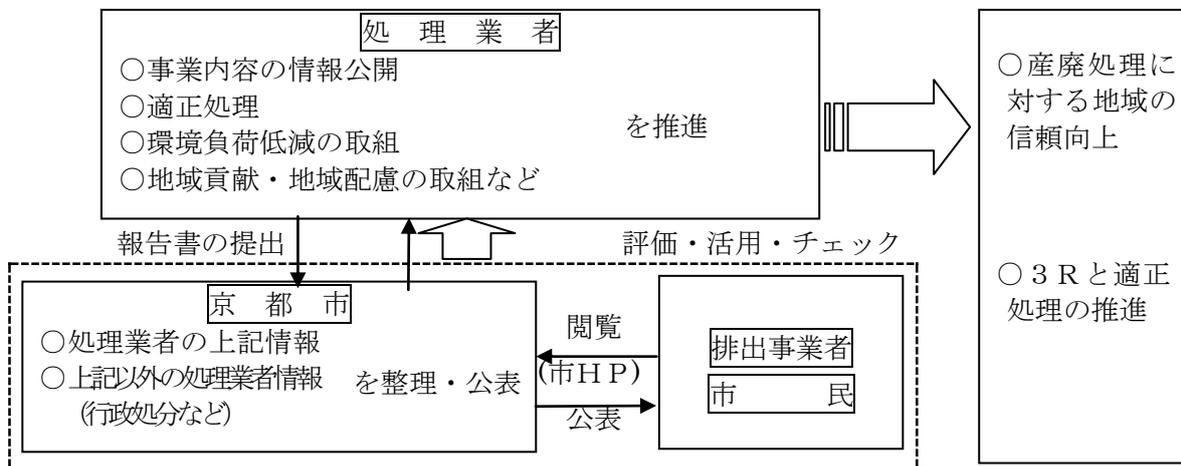
別紙参照

(3) 課題（継続）

ア 中間処理業者に対する報告書提出の働きかけ

イ 排出事業者に対する情報提供・周知（本制度の活用も含め、処理業者情報の確認の必要性）

<制度イメージ図>



※ 処理業者の責務

自らの事業内容等に係る情報を広く発信するとともに、適正処理の確保、環境負荷の低減、地域社会への貢献等の取組を進め、地域における産業廃棄物処理に対する信頼を得るよう努めること。

※ 排出事業者の責務

処理業者の事業内容等に係る情報を収集し、産業廃棄物の 3R の推進及び適正処理の確保の観点から、適切に処理業者を選択するよう努めること。